

第 115 回 薬学教育協議会 病院・薬局実務実習近畿地区調整機構委員会 議事録

日 時： 2022 年 7 月 15 日（金） 18:00 ～ 20:00

場 所： WEB 会議（Zoom）

大阪府病院薬剤師会	竹上 学、土井克彦	京都府薬剤師会(病院)	橋元 誠、大津山裕美子
兵庫県病院薬剤師会	槇本博雄	奈良県病院薬剤師会	奥野智之、小川恵美子
滋賀県病院薬剤師会	山川雅之、早川太朗、伴 正		
和歌山県病院薬剤師会	田辺和史、野際俊希		
大阪府薬剤師会	乾 英夫、伊藤憲一郎、松浦正佳		
京都府薬剤師会	河上英治、小林篤史		
兵庫県薬剤師会	笠井秀一、三宅圭一、住谷庸子		
滋賀県薬剤師会	隠岐英之、渡邊真樹	奈良県薬剤師会	堀本佳世子、楠本真也
和歌山県薬剤師会	稲葉真也、竹谷美賀子		
京都薬科大学	橋詰 勉、津島美幸	京都大学	山下富義、津田真弘
同志社女子大学	芝田信人、関本裕美、内田まやこ		
大阪大学	上田幹子、廣部祥子	大阪医科薬科大学	角山香織、栞原 健
近畿大学	大鳥 徹、小竹 武	摂南大学	菊田真穂、辻 琢己
大阪大谷大学	名徳倫明、小畑友紀雄	武庫川女子大学	内田享弘、田内義彦
神戸薬科大学	白木 孝、猪野 彩	神戸学院大学	徳山尚吾、橋本保彦
兵庫医科大学	清宮健一、桂木聡子	姫路獨協大学	柳澤吉則、加藤史恵
立命館大学	藤田卓也、角本幹夫	和歌山県立医科大学	須野 学、安原智久
徳島文理大学	四宮一昭	徳島文理大学香川校	川添哲嗣
就実大学	島田憲一	福山大学	片山博和

（順不同、敬称略）

名徳委員長より会議冒頭で、感染拡大の中、薬局・病院実習にてご指導をいただいていることについて謝意が述べられた。続けて今回始めて出席された松浦委員（大阪府薬剤師会）、野際委員（和歌山県病薬）にご挨拶をいただいた後、以下の議事が進められた。

1. 薬学教育協議会病院・薬局実務実習地区調整機構規則の変更について（資料：協1）

名徳委員長より、「薬学教育協議会病院・薬局実務実習地区調整機構規則」は、「一般社団法人薬学教育協議会支部運営規則」を補足するものとなるので、本規則冒頭に「本規則は一般社団法人薬学教育協議会支部運営規則を補足するものである」という一文を追加することが提案された。さらに本規則4条中、事務局長を置くこととその選出方法の記載、ならびに副委員長の選出方法の記載の一部表現の変更について提案がなされた。以上の提案について、承認された。7月15日付で調整機構規則が変更されることが決定した。（変更箇所は協1資料中で赤字記載）

2. 2022 年度近畿調整機構委員会体制について（資料：協2-1，協2-2）

1の議案で承認された調整機構規則（協1）に則り、名徳委員長より本年度支部運営体制について以下の説明と提案がなされた。

- ・ **支部役員**：2021 年度から大きな変更は行わない。名徳委員長、内田副委員長（委員長代行権者）、角山副委員長（本年度から財務を担当）、乾副委員長、四方副委員長（新任：矢野委員から変更）、白木事務局長、田内事務局長補佐（新任）、の新支部役員体制について説明がなされた。
- ・ **監事**：平田収正委員に薬学教育協議会のお立場でご意見をいただきたいとの説明がなされた。
- ・ **運営委員会**：昨年度より委員の変更がない旨説明がなされた。
- ・ **「実務実習指導者養成小委員会」および「2022 年度テキスト小委員会」**：
名徳委員長および、それぞれの小委員会委員長（安原委員長、内田委員長）より、今年度の委員変更および各委員会の本年度事業の概略について説明がなされた。
- ・ **従来の WEB システム作業部会**を、業務内容を広範囲に ICT 全体に広げ **ICT 作業部会**（座長 白木委員）として改変したい。現在 5 名の委員で構成されているが、適宜人員の増加を考慮する。ICT 作業部会の業務としては、WEB 日誌の検討、調整機構ホームページの充実、その他 ICT を利用した試み等を考えている。
- ・ **薬学教育協議会薬学教育者ワークショップ実施委員会委員**：昨年に引き続いて今年度も隠岐委員にお願いしたい。

上記の提案について承認された。

3. 2023 年度実務実習施設調整等について（資料：協3）

名徳委員長より以下の説明がなされた。

- ・ **2023 年度実習受入施設における受入可能人数の確認**：病院施設および薬局施設の受入可能人数調査結果データの提供はすでに完了している。
- ・ **大学による病院施設の受入れ可能人数の確認**：病院データについては 7 月 15 日までに大学より確認が終了し機構事務局に提出されており、病院 1 次調整用のデータとして使用される。
- ・ **大学による薬局施設受入可能人数の確認とグループの再調整**：大学がグループとしてデータのおとし込みを行い、グループとして変更がある場合はそれを反映したデータを責任大学が 9 月 9 日までに機構事務局に提出する。
- ・ **グループデータの作成に係る大学と各府県薬剤師会（又は支部薬剤師会）の協力体制について**
大阪府について：大学からのグループデータを調整機構を介して大阪府薬剤師会に提供し、内容確認・必要に応じて調整したグループデータを機構事務局に戻していただく。（9月中旬）
他府県について：大学側はグループデータについて府県薬剤師会と十分に情報共有して調整を行いその結果を調整機構に提出する。

<病院実習の具体的調整日程>

- | | |
|---------------|---|
| 7 月 20 日～28 日 | 1 次エントリー（web） 終了後に、結果を各府県病薬へ送付し各府県病薬から 8 月 17 日までご回答をいただく。 |
| 7 月 29 日 | 中四国地区のオブザーバー校の近畿地区へのふるさと実習申し込み締め切り |
| 8 月 22 日～26 日 | 2 次調整（web） |
| 8 月 29 日 | 3 次調整（対面での担当者会議） （各大学 2 名、感染拡大で行動制限が出た場 |

合は WEB での実施の可能性もあり)

9 月中下旬： 他地区への近畿地区へのふるさと実習申し込みの案内を行い、12 月上旬に各施設への実習依頼。

<薬局実習の具体的調整日程>

10 月 12 日～18 日	WEB での 1 次エントリー (グループデータを基に行う)
10 月 20 日～26 日	WEB での 2 次調整 (大学間調整)
10 月 27 日	各大学は学生情報を事務局へ提出
11 月上旬	機構より調整結果と学生情報を府県薬剤師へ提出して薬局調整の依頼する
12 月上旬	府県薬剤師会より施設決定調整結果を機構へ連絡
12 月中旬以降	確定薬局への連絡
12 月下旬～	第 1 期施設との契約書送付

以上、スケジュールを含めた調整方法について承認された。

4. 2022・2023 年度近畿支部別学生数 (総数) について (資料：協4-1, 協4-2)

名徳委員長より協 4-1 に基づき、2022 年度と比較する形で各府県・地区ごとの 2023 年度の近畿地区における学生数の増減について、説明がなされた。近畿区内の全体としては、今年度に比較して次年度は学生人数が減少している。さらに資料協 4-2 に基づき、近畿大学附属病院で実習を予定する学生の地域別人数について説明がなされた。以上の説明について了承された。

5. 2023 年度実習日程 (近畿地区) について (資料：協 5)

名徳委員長より近畿地区の 2023 年度実務実習日程案の説明があり、本年度同様、次年度第 1 期薬局実習は 50 日間であり、2 日間の土曜日・日曜日等を利用した追加実習を推奨する。また、第 4 期途中の正月休みは、12 月 29 日 (金)～1 月 4 日 (木) の 1 週間とすることが併せて提案された。本提案について、承認された。

6. 舞鶴プログラムについて (資料：協 6)

河上委員 (京都府薬剤師会) より資料に基づき以下の説明がなされた。本プログラムは、京都府薬剤師会・舞鶴薬剤師会・舞鶴市の協働プログラムで、舞鶴地区の複数薬局・複数病院等施設にて特色ある実務実習を行い、将来臨床で活躍できる薬剤師の育成に貢献することを目標にされていること、各期 2 名ずつの受け入れ枠であること、(自宅からの通学も可能であるが) 学生が遠隔地の場合は宿舎も準備され、一部交通費も薬剤師会が負担することをご説明された。不明な点は京都府薬剤師会事務局にお尋ねいただきたい。

- ・柳澤委員より質問：募集締め切り時期について確認がしたい。
→名徳委員長より 病院の 1 次エントリー最終日までに、各大学からの希望を受け付けたい。また 1 次調整の舞鶴地区の病院枠とは区別して別グループとして扱いたいと提案され、了承された。
- ・松浦委員より質問：対象は全国の薬学生か →近畿内大学の学生が対象である (河上委員)
- ・同委員より質問：複数薬局での実習はどのように行うか → 3 薬局で行う。メイン薬局、在宅業務を積極的に実施されている薬局、OTC 業務を積極的に実施されている薬局で実施する (河上委員)

- ・山下委員より質問：契約の形態はどうか → 舞鶴薬剤師会と大学との契約になる（河上委員）
- ・隠岐委員より質問：3つの薬局で分担して実習をすることが指導薬剤師の更新の面で不利にならないか少し心配であるとの発言がなされた。→名徳委員長から、更新に関する制度についても機構内での今後情報交換をしたい旨の発言がなされた。

以上、本プログラムの実施について承認された。

7. その他

(1)「薬学部が併設されている大学病院内の敷地内薬局の計画について」

乾委員（大阪府薬剤師会）より第114回委員会（4月14日）で、2府4県の薬剤師会会長の意見書として、「薬学部が併設されている大学病院内の敷地内薬局の計画について」に関する議論をしていただいたが、本日の会議でもひきつづき議論いただきたい。当該大学の学生にどのような教育をすべきか、また大学法人に反対意見をのべていただきたいと発言がなされた。

- ・名徳委員長より、一委員（個人）としての意見文案を提示、発言された。

国の方針では、面分業の薬局を推奨している。適切な医薬分業のあり方や地域包括ケアシステムにおける薬剤師・薬局の活用、かかりつけ薬剤師の推進に対して、敷地内薬局は逆行している。敷地内薬局を対象に、点数の低い調剤基本料として「特別調剤基本料」が設定されている。

薬局薬剤師は、地域の医療機関、薬局等と連携しつつ、地域包括ケアシステムの一員として患者・住民を支えていく役割を果たす必要がある。大学内での教育や薬局実務実習においては、医薬分業の本来の意義、薬局の地域医療への貢献、医療機関と薬局の独立性担保の定義をしっかりと教育する必要がある。また、大学と薬局が、連携・協力して、教育を行う。

敷地内薬局誘致大学は、薬学教育上、敷地内薬局は国が推奨している薬局と異なることを認識し、学部は経営者側に反対意見等を述べる努力を行う必要がある。

敷地内薬局誘致大学の学生であろうとも、学生には罪がない。薬学教育の観点から、どこの大学の学生であろうとも、実習拒否や差別化をしないでいただきたいと考える。

敷地内薬局において、本来の薬局薬剤師業務を行っていない施設は、実習施設としてふさわしくないと考える。

- ・河上委員（京都府薬剤師会）：敷地内薬局は、急性期充実加算において診療報酬の面で算定できない（特定機能病院は除外）という不利益があるが、そのような制度的インセンティブが強くない限り敷地内薬局導入を抑制することは難しいのではないかと考える。敷地内薬局が医薬分業と逆行するものであるという声をあげ続けなくてはいけないと考える。
- ・三宅委員（兵庫県薬剤師会）：名徳委員長の、大学の立場で経営側にその考えをつたえる努力をしていただきたい、という意見は重要である。敷地内薬局は、教育的な観点からも医薬分業に逆行していることは学生に伝えるべきである。
- ・辻委員：薬剤師が患者の立場から考え、背中をみせることが重要であると考え。どこに薬局があっても、患者の立場に立つことが重要である。
- ・橋元委員（京都府病院薬剤師会）：病院の立場からは、薬局の場所は意識していない。薬局薬剤師と病院薬剤師の役割が違うことを学生に教えることを意識している。
- ・乾委員（大阪府薬剤師会）：医薬分業における薬局の独立性が担保されているということが大前提であり、引き続き議論をよろしく願いたい。

(2) 竹上委員（大阪府病院薬剤師会）より、近畿地区内ワークショップの開催形態について「コロナ下になってワークショップの規模が小さくなっている現状があり、今後の指導薬剤師不足を懸念している。業者委託をしてズームでの指導者ワークショップ開催を大規模で実施することは可能か？」の質問があった。

→安原実務実習指導者養成小委員会委員長より「オンラインワークショップの問題点は規模を大きくすると、より多くのタスクフォースを含めた人的資源が必要となり費用が問題となる。薬学教育協議会も、現在やむを得なく実施しているオンラインワークショップを元の対面での開催に戻したいと考えている。近畿地区でも、来年は対面で元の規模に戻したワークショップの開催を行いたい。」と回答された。

→竹上委員から、「対面が最も効果的であるので、そのように進めていただきたい。」と発言された。

・ワークショップに関連して橋元委員（京都府病院薬剤師会）より「ワークショップについては、対面に加えて年1回でもWEB開催も残してしていただけませんか？宿泊移動などが大変な場合を考慮していただきたい。」との質問がなされた。

→安原小委員会委員長より、「ワークショップの認定は薬学教育協議会で決定する。ここでの議論はできない。現在感染下であるため暫定的にWEB開催が認められている。意見内容については、折りを見て薬学教育協議会に伝える。」と回答された。

(3) 名徳委員長より、実務実習認定薬剤師更新作業について以下の説明がなされた。

実務実習認定薬剤師更新作業の現状について、更新作業が遅れている状況であるが、順次更新がなされるので、もうしばらくお待ちいただきたい。（平田委員から伺った内容）

次回、第116回薬学教育協議会 病院・薬局実務実習近畿地区調整機構委員会について

名徳委員長より、10月7日金曜日18時からズーム会議が提案され了承された。

記録担当 内田享弘
以上

資料（事前配付）

- 協 1 薬学教育協議会病院・薬局実務実習近畿地区調整機構規則（変更案）
- 協 2-1 2022 年度近畿調整機構委員会体制
- 協 2-2 指導者養成小委員委員更新について
- 協 3 2023 年度実務実習実施施設調整等について（案）
- 協 4-1 2022・2023 年近畿支部別学生数（総数）
- 協 4-2 2023 年度近畿大学の附属病院で実習を予定する学生の地域別人数について
- 協 5 2023 年度実務実習日程（近畿地区）
- 協 6 舞鶴プログラム